



住民税非課税世帯等に 対する臨時特別給付金

住民税非課税世帯などに1世帯当たり10万円の給付を行なっています。

【非課税世帯】

2月中旬に、支給対象世帯へ確認書を発送しました。給付を受けるには確認書の返送が必要です。

市が確認書を発送した日から、3カ月以内が返送期限となります。期限を過ぎてしまうと、給付が受けられませんのでご注意ください。

【家計急変世帯】

申請書の提出が必要です。申請書は、市のホームページからダウンロードできます。申請期限が9月30日(金)までとなりますので、お忘れのないようお願いします。

問合せ

住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当(地域福祉係)

☎74-7017

※つながらない場合☎32-2216



第1回定例会を傍聴しま せんか

日 程

- 3月2日(水)開会(議案の上程・提案理由の説明など)
- 3月3日(木)休会(常任委員会)
- 3月9日(水)、10日(木)一般質問
- 3月11日(金)~16日(水)
休会(予算審査特別委員会)
- 3月17日(木)休会
- 3月18日(金)委員長報告、質疑、
討論、採決、閉会

場 所

議事堂傍聴席(市役所3階)

※定例会初日に行なわれる市政執行方針演説と教育行政執行方針演説では、手話通訳を行なう予定です。

※日程が変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

問合せ 議会事務局☎32-1858



人材育成・定住促進 奨学金

高校・高等専門学校・専門学校・短期大学・大学・大学院に在学する方を対象とした、赤平市の奨学金制度です。

卒業後、奨学金返還中の年度における市内での居住・就労状況により、全額または半額が免除される場合があります。

貸付金額(月額)

◆高校・高専(1年~3年)

…月額2万円以内

◆高専(4年~5年)、修学年限が2年以上の専修学校・短期大学・大学または大学院

…月額4万円以内

※修学年限が1年の専修学校は対象外です。

受付期限 4月分からの貸与は4月22日(金)まで

上記の期限を過ぎた場合は、申請を受け付けた月分からの貸与となります。

※申し込み用紙は学校教育課総務係にあります。

申込み・問合せ

学校教育課総務係☎32-1822



マイナンバーカード 夜間受取可能日

マイナンバーカードを申請された方で、受け取りにあたって日中都合がつかない方は、下記の日のみ19時30分まで戸籍年金係で受け取りができます。希望される場合は、事前予約が必要ですので、必ず交付日の前日までにご連絡ください。

交付日 3月8日(火)・3月17日(木)

問合せ 戸籍年金係☎32-1823



広報に広告を掲載しませんか

詳細は
コチラ↓



①高さ48mm×幅86mm

1カ月 12,500円

6カ月 65,000円

②高さ48mm×幅176mm

1カ月 20,000円

6カ月 100,000円

